

平成 23 年度

学校教育指導指針

(幼稚園・小学校・中学校)



岩手県教育委員会事務局学校教育室

目 次

1	岩手の教育振興の概要	1
2	これからの岩手の義務教育～総論～	3
3	これからの岩手の義務教育～各論～	4
4	各園で取り組む項目 幼稚園	5
5	各学校で取り組む項目 小学校・中学校	6
6	共通事項として取り組む内容の指導の要点	7
7	各学校の経営計画により重点化して取り組む内容の指導の要点	13
8	各教科等の指導の要点	15





岩手の教育振興の概要

趣旨

県教育委員会では、「いわて県民計画」に掲げる教育政策教育の分野は、学校教育における児童生徒の人間形成を中「岩手の教育振興」は、教育の基本方向について、県民と

岩手の教育の歩み

- ◇ 教育振興運動といわて型コミュニティ・スクール構想による学校、家庭、地域が連携した教育活動を展開
- ◇ 県立美術館及び県立図書館の整備などにより社会教育環境を整備
- ◇ 市町村と連携してスポーツ施設の整備・運営を充実
- ◇ 「平泉の文化遺産」「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」「九州・山口の近代化産業遺跡群」の世界遺産登録の推進
- ◇ いわて教育の日を制定し様々な取組を実施

教育をめぐる社会の変化

- ◇ 家庭や地域の教育力の低下、社会全体の規範意識の低下、情報化・グローバル化など、子どもたちを取り巻く環境の大きな変化
- ◇ 学ぶ意欲の低下や忍耐力・継続力の低下、自己中心的傾向、自律性の低下など、子どもたちの心身の変容
- ◇ 地域コミュニティの維持など人口減少・少子高齢化による諸課題への懸念

教育振興の理念

みんなではぐくむ学びの場いわて

取組の視点

- 【視点1】 グローバル化など変化する社会の中で、自立した社会人
- 【視点2】 地域とのかかわりの中で、生涯を通じて楽しく学び、いき

1 社会の変化に対応する教育の推進

- ◇ 目標達成型の学校経営の推進
家庭・地域との協働などにより、PDCAサイクルに基づく学校経営を進めます。
- ◇ 社会人として自立できる能力の育成
社会人、職業人として必要な知識・技能を習得させ、自立できるための能力を育成します。
- ◇ 児童生徒の健やかな成長を支える取組の推進
教員の資質と能力の向上を図るほか、市町村教委等との連携により少人数教育を充実します。

3 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

- ◇ 道徳教育、体験活動・読書活動等の推進
豊かな情操を育てるため、様々な体験活動や多様な読書活動などの取組を進めます。
- ◇ 生活面における基礎・基本の充実
基本的な生活習慣を確立するため、家庭や地域と連携した取組を進めます。
- ◇ 問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のための適応指導の充実
相談体制を拡充し学校不適応を解消する組織的な取組のほか、情報モラル教育を進めます。

5 「共に学び、共に育つ教育」の推進

- ◇ 「就学指導」から「就学支援」へ
就学支援ガイドラインを作成するほか、就学先の助言など具体的な支援機能を強化します。
- ◇ 幼、保、小、中、高等学校における特別支援教育の充実
特別支援学級等の設置促進と機能充実を進めるほか、地域の学校への支援の充実を図ります。
- ◇ 特別支援教育の理解促進
教員研修を充実させるほか、ボランティア等による学校への協力体制づくりを推進します。
- ◇ 特別支援学校生徒の就労支援の充実
企業と特別支援学校の連携を促進するほか、公的機関における職場実習を拡大します。

7 教育振興運動を基盤とした地域ぐるみで取り組む教育の推進

- ◇ 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
- ◇ 多様な体験活動の充実（学習機会の充実）
- ◇ 地域の教育課題の解決・家庭教育の充実

8 広がりや深まりのある生涯学習の振興

- ◇ 多様な学習活動を支援する環境の整備充実
- ◇ 生涯にわたる学習機会の充実

9 地域の「創造力」向上を目指した文化芸術の振興

- ◇ 文化振興基金を活用した支援等
- ◇ 中学生・高校生に対する文化活動支援
- ◇ 文化芸術による地域振興体制づくりへの支援



のうち、教育委員会が所管する分野の今後 10 年間の基本方向を示すため、「**岩手の教育振興**」を策定しました。心に、社会情勢の変化にかかわらず目標に向かって継続して取り組んでいく必要があります。

教育関係者がより理解を深めるためのガイドラインとして示すものです。
※「**いわて県民計画**」…<http://www.pref.iwate.jp/~hp0151/>

本県教育の今後の方向性

(1) 社会に適応する総合力を培う学校教育の推進

- ・ 基本的な生活習慣の確立や学習面における基礎・基本の定着と社会人になることの意義を理解させ、自立した社会人として生きていくための生活基礎力を身に付けさせます。
- ・ 学校・家庭・地域の連携、幼・保・小・中・高の連携、高校と大学等・産業界との連携に取り組んでいきます。
- ・ 学習環境や学校の活力の維持向上に努めていきます。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

- ・ あいさつや「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣と社会生活を営むうえで必要な規範意識などを身に付けさせます。
- ・ 地域に根ざした教育などを通じて、学習習慣の定着や体づくりにも取り組みます。

(3) 多様化・高度化する県民の学習ニーズへの対応

- ・ 学習情報の提供や学習相談体制を充実させ、ニーズに応じた生涯学習機会の充実を図ります。
- ・ 岩手の豊かな自然や歴史、文化、伝統芸能など多様な学びの実践が可能。特色ある学びのかたちをつくりながら「学びの場づくり」を進めます。

(4) 文化芸術、スポーツに対する関心の高まりへの対応

- ・ 文化芸術の価値を広く理解し合い、継承し、創造し、発展させていくため、文化芸術の一層の振興を図ります。
- ・ 生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境整備を図るとともに、県民に夢と希望を与える競技スポーツの振興に取り組みます。

ここでいう学びの場は、単に場所を指すものではなく、時間、空間、機会や環境などを含めた広い意味での場を意味するものです。また、岩手の豊かな自然環境や、様々な資源、機会など岩手が有するあらゆるものが学びの素材となり得るものであり、それらを生かして学びの場を創造していくことも意味しています。

として生きていく力をはぐくむ
いきと暮らす活力をはぐくむ

※「**岩手の教育振興**」

<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=1778&ik=3&pnp=86&pnp=1778>

2 確かな学力をはぐくむ教育の推進

- ◇ 学習指導要領の改訂に伴う教育課程の編成
教育課程説明会を開催するほか、教育課程の編成とそれに基づいた教育実践を指導、支援します。
- ◇ 学習面における基礎・基本の確実な定着
学力調査の結果を活用した授業改善を進めるほか、家庭と連携した学習習慣の確立を進めます。
- ◇ 学力を伸ばし、生きる力をはぐくむ教育の推進
基礎学力の把握と分析を進め、それに基づいた目標を設定し、個々の能力の伸長を図ります。

4 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- ◇ 体力向上や運動に親しむ態度の育成
体育・健康に関する指導を充実するほか、家庭や地域との連携による運動の習慣化を図ります。
- ◇ 健康教育の充実
学校保健活動を充実させるほか、食育、肥満傾向割合の改善、生活習慣の改善に取り組みます。
- ◇ 指導者の資質向上・授業力向上
体育の授業力向上を進めるほか、地域スポーツ人材の活用により実技指導の充実を図ります。

6 学校教育を支える教育環境の充実

- ◇ 県立高校の望ましい教育環境の整備
今後の県立高校の在り方や新しい県立高校整備計画を策定し、計画的にその推進を図ります。
- ◇ 県立学校施設の耐震化の推進
耐震診断により耐震性の把握を行い、計画的に耐震補強工事を実施します。
- ◇ 修学資金の支援等
修学の機会を確保するため、奨学金の貸与等を行います。
- ◇ 市町村立学校の教育環境整備への支援
市町村が実施する学校施設の耐震化など教育環境の整備に対して必要な支援を行います。

10 郷土への誇りと愛着を深める歴史遺産の継承と伝統文化の振興

- ◇ 世界遺産登録の推進と柳之御所遺跡の整備活用
- ◇ 伝統芸能等の伝承や郷土理解のための学校教育との連携

11 生涯スポーツの振興

- ◇ 運動・スポーツに親しむ人々の広がり
- ◇ 運動・スポーツに親しめる場の広がり
- ◇ ネットワークの広がり

12 競技スポーツの強化

- ◇ 中長期的な視点に立った選手育成並びに指導者養成
- ◇ 競技団体・学校体育団体等の組織体制の充実に向けた支援
- ◇ 広いスポーツの基盤に支えられたスポーツ拠点化に向けた支援
- ◇ スポーツ医・科学サポート体制の充実



これからの岩手の義務教育～総論～

◇「総論」は、岩手の義務教育の基本理念と目的を示しています。



趣 旨

「これからの岩手の義務教育」は、教育分野の等を踏まえ、本県の義務教育の今後の方向性を明ための方針を定めたものです。

学校、市町村教育委員会、県教育委員会などのて、子どもたちの確かな成長を支える取組を推進

岩手の義務教育が目指すもの

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、
社会に適応する能力を育てる「人間形成」

「生活面における基礎・基本」

全ての子どもたちに社会人として自立して生きていくことができる生活基礎力を身に付けさせること

「学習面における基礎・基本」

全ての子どもたちに基礎的な知識や技能、必要な能力を確実に定着させること



「社会人になることの意義の理解」

全ての子どもたちに社会を担っていくことの意義を理解させ、勤労観・職業観を養うこと

岩手の義務教育を実現するために

教育の牽引役である
学校の経営力の強化

- 教職員の創意・工夫が生きる自立した学校経営
- 教職員の高い意識の醸成、授業力の向上

学校と家庭、地域との
連携・協働の強化

- 3者の固い絆・信頼関係の構築
- 家庭・地域の教育力の向上

岩手の歴史・文化・産業・実直な人間性をはぐくむ風土



～各論～これからの岩手の義務教育

今後 10 年間の基本方向を示した「**岩手の教育振興**」
らかにするとともに、学校教育の更なる充実を図る

教育関係者、そして家庭や地域が考え方を共有し
ていくことが大切です。

◇「各論」は、学校に
おける基本的取
組を示していま
す。



学校経営の改革
(いわて型コミュニティ・スクール構想)

- 目標達成型の経営計画の策定
- まなびフェストの取組
- PDCA サイクルの定着
- 家庭や地域との協働の取組

学校内における人材育成

- 校内研修・研究の充実による全教職員の指導力向上
- 自己啓発及び相互啓発による資質向上

**児童生徒一人一人への
基礎・基本の定着**

- 実態に即した特色ある教育課程の編成
- 個に応じた指導の強化
- 定着状況のきめ細かい分析と授業改善の推進
- まなびフェスト達成に向けた家庭との連携強化

**児童生徒一人一人を
しっかり受け止める学校づくり**

- 児童生徒の多様な個性や課題を受け入れ、共に歩む学級経営力の向上
- 教職員相互の学び合いによる指導力の向上
- 小中連携の強化

**社会や勤労観・職業観を
教える教育の充実**

- 全教育活動を通じた社会や勤労観・職業観を教える取組の推進
- 地域で人づくりを進める気運の促進
- 地域で学び、地域で生きる力の醸成



各園で取り組む項目

幼稚園

◇「共通事項として取り組む内容」は、県内全幼稚園が実施します。



◇「各園の経営計画により重点化して取り組む内容」は、各園の裁量により重点化し実施します。

生活及び発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
 幼児の主体的な活動を促す幼児期にふさわしい生活の展開
 地域の特性や幼児の実態に応じた特色ある幼稚園づくり

共通事項として取り組む内容

義務教育及びその後の教育の基盤を培うこと

- ・ 幼児期の発達の特性を踏まえた生活の充実を図り、幼児の実態や時期に応じて発達に必要な経験を積み重ねるようにする。
- ・ 自己発揮と自己抑制の調和のとれた発達を促すとともに、人間関係を深める生活から幼児同士が共通の目的を生み出し、その実現に向けて協同する体験を積み重ねるようにする。
- ・ 集団の生活を通じて規範を守ることの意味や必要性等を感じる体験を重ねるようにする。
- ・ 十分に体を動かす気持ちよさや戸外で遊ぶ心地よさや楽しさを十分に味わえるようにする。
- ・ 基本的な生活リズムを考慮しながら、食習慣の基礎を形成する食育に取り組む。
- ・ 友達と試したり、工夫したり、刺激し合ったりする体験を重ね、考えることの楽しさや喜びに気付くようにする。
- ・ 教師や他の幼児と共に生活する楽しさを感じ取らせながら、育ちに応じて言葉で伝え合うことが楽しくなるような環境や教材の工夫により、聞くこと・話すこと的能力を育てる。

小学校との連携

- ・ 幼稚園での具体的な体験が、小学校以降の教科等の学習や生活の基盤となっていることを保護者や小学校の教員と理解し合うとともに、小学校の学習内容や指導方法を考慮し、円滑な接続につながる体験を十分できるようなねらいと内容（前倒しではない）を組織する。
- ・ 幼児と児童の交流活動では、幼稚園・小学校それぞれのねらいをもった活動を通して、子ども同士、教師同士の心の交流の機会、教育方法や考え方を相互理解する場として生かす。
- ・ 小学校の教師と意見交換する場を設けるほか、卒園児の授業を参観できる機会に積極的に参加し、子どもの発達の連続性を見据えて日々の保育の在り方を見直す機会とする。

家庭や地域との連携協力と信頼を高める学校評価

- ・ 幼稚園での教育活動等の成果を検証し、園運営の改善と発展を目指す学校評価を実施する。

各園の経営計画により重点化して取り組む内容

（保護者の要請や地域の実情に応じて幼稚園の機能を生かした取組を含む）

子育ての支援（預かり保育を含む）

- ・ 家庭や地域における幼児教育のセンターの機能として、保護者の要望や園の実情に応じて子育て支援事業に積極的に取り組んでいく。その際、子育てに悩む親の立場になって支援を展開し、子育てに安心や喜びを味わえるようにし、親として育つ支援の充実となるようにする。

特別な支援を必要とする幼児の保育

- ・ 「一人一人の特性に応じた指導」を行うという幼稚園教育の基本から、障がいの有無にかかわらず一人一人の課題に応じて教育を行うことを原則としながらも、集団の中での育ち合いを大切にしていく。
- ・ 園全体の協力体制を構築し学級担任を支えるとともに、必要な環境を整え安全に留意する。
- ・ 特別支援学校などの関係機関と連携を図り、個別の指導計画を作成し、保護者との密接な連携の下、計画的・組織的に適切な指導を行う。



小学校・中学校

各学校で取り組む項目

各学校では、これからの岩手の義務教育の理念を踏まえ、校長のリーダーシップの下、教職員の創意を生かした独自の学校経営計画を策定し、教育の充実を図ります。

◇「共通事項として取り組む内容」は、県内全小・中学校が実施します。

◇「各学校の経営計画により重点化して取り組む内容」は、各校の裁量により重点化し実施します。



いわて型コミュニティ・スクール構想の実現

目標達成型の学校経営

家庭・地域との連携・協働

共通事項として取り組む内容

学力向上のための
基礎・基本の定着

P 8 へ

豊かな人間性の育成

P 9 へ

健やかな体の育成

P 10 へ

キャリア教育の充実

P 11 へ

特別支援教育の充実

P 12 へ

各学校の経営計画により重点化して取り組む内容

読書指導
に関する事

P 13 へ

小規模・複式指導
に関する事

P 13 へ

国際理解教育
に関する事

P 13 へ

伝統・文化の教育
に関する事

P 13 へ

環境教育
に関する事

P 14 へ

ボランティア教育
に関する事

P 14 へ

情報教育
に関する事

P 14 へ

交流及び共同学習
に関する事

P 14 へ

特色ある教育課程の編成

教職員の研修・研究の充実



学校経営の改革（いわて型コミュニティ・スクール構想の実現）

県内全ての小・中学校では、各学校の現状と課題を踏まえ、校長のリーダーシップの下で、以下の2観点でいわて型コミュニティ・スクール構想を実現し、教育活動の充実に努める。

◆いわて型コミュニティ・スクール構想◆
「明確な達成目標を掲げ、家庭・地域と協働する開放的で個性的な学校づくり」

- 1 検証可能な目標達成型の学校経営への転換
- 2 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進

1 いわて型コミュニティ・スクール構想の具現化のための手立て

(1) 検証可能な目標達成型の学校経営への転換

ア 児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、教職員の創意を生かして中・長期的な目標を設定し、目標達成型の学校経営計画を作成する。 **（目標達成型の学校経営計画の作成）**

イ 学校経営計画及び達成目標の家庭・地域への公表を行い、共有して実現に努める。

（目標達成型の学校経営計画の公表）

ウ 特に重視して目指すべき成果や取組について、定量的・定性的な具体目標を「まなびフェスト」として設定し、学校と児童生徒、家庭・地域が共有して達成に努める。

（「まなびフェスト」の設定・実行）

エ 教職員の意欲や創意が十分に発揮される仕組みを構築し、学校経営への参画意識の醸成や指導力の向上など、学校の力量強化に関する具体的な取組を推進する。

（学校の経営力の強化）

オ 学校評価を通して教育活動の成果を計画的、継続的、総合的に検証して、達成目標の実現状況を具体的に把握し、公表・報告するとともに次の教育活動の改善に生かす。

（PDCAサイクルの定着）

(2) 学校・児童生徒・家庭・地域との連携・協働による教育の推進

ア 各学校においてそれぞれ設定した「まなびフェスト」を教職員と児童生徒、家庭・地域が共有し、協働して達成に努める。 **（「まなびフェスト」の共有）**

イ 家庭や地域の様々な分野の人々と協力関係を構築し、キャリア教育や郷土理解学習、体験学習など特色ある教育活動の充実に努める。 **（特色ある教育活動の充実）**

ウ 家庭・地域との信頼関係を構築するとともに、教育振興運動など、学校と家庭、地域との協働の取組をそれぞれの学校の実情に応じて位置付け、家庭・地域の教育力の向上を図る。

（家庭・地域との連携・協働の強化）

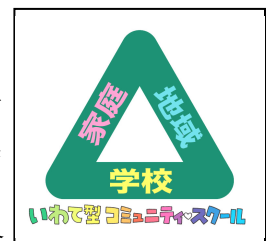
2 「まなびフェスト」の基本的な考え方

(1) まなびフェストの取組は、教職員、児童生徒、保護者等が目標を共有し協働して達成を目指すもので、目標が達成できたかどうかの判断基準となる数値や状態を目標の中に取り入れるもの。

(2) まなびフェストの具体的な目標は、児童生徒の発達段階を踏まえ、各学校・学級において最低限どのようなことを身に付けさせるかということを設定するもの。

(3) 数値目標の達成のみをねらいとするものではなく、目標達成に向けた具体的な取組とその取組過程を重視するものである。

(4) まなびフェストの取組を通して、各学校・学級においては、一人一人の取組状況などに焦点を当てた指導が行われ、一人一人に行き届いた教育が実施される。





学力向上のための基礎・基本の定着

1 「基礎・基本の定着」についての基本的な考え方

【岩手の義務教育における学力向上の目標】

全ての児童生徒一人一人に基礎・基本の定着を実現していくことを目標とする。

【目標実現のために】

基礎・基本のとらえを明確にし、共通認識のもとに児童生徒や学校を取り巻く環境変化や学力の現状と課題の分析を踏まえながら改善を進めていく必要がある。

【基礎・基本のとらえ】

今求められている基礎・基本の考え方の理念には、「実生活」や「社会」に立脚する学力が含まれ、誰もが身に付けるべき力、身に付けていなければならない力ととらえられている。

このことから、本県においては、人間形成の一翼を担う学力の基礎・基本とは、読み・書き・計算といった学習基盤の育成及び各教科等における基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、その知識や技能を活用して人間として社会人として生涯学ぶことができ、自らの人生を切り開いていくために必要な能力（思考力、判断力、表現力等）ととらえる。

【人間形成を目指した教育における学力の基礎・基本の考え方】

基礎・基本

$$= \left(\begin{array}{l} \text{学習基盤及び各教科等における} \\ \text{基礎的・基本的な知識や技能の習得} \\ \text{習得した知識や技能の活用} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{知識や技能を活用して人生を切り開いて} \\ \text{いくために必要な思考力や判断力や表現力等} \end{array} \right)$$

2 確認しておきたいこと

- 年間（単元）指導計画などに基づき、日常の授業において「指導目標の明確化、授業実践、授業分析及び評価、授業改善」というサイクルを確立し、児童生徒にとって「わかる授業」「学習意欲の向上につながる授業」を実践する。
- 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用することや、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善するなど、基礎・基本の内容は、知識や技能の習得に留まるものではなく、論理的に物事を思考したり、適切に判断したり、表現したりするなど習得した知識や技能を活用させることを通して、基礎・基本を身に付けさせながら、学習内容の確実な定着を図る授業の在り方を工夫していく。
- 学習内容は、知識としてのみ集積されるものではなく、知識や技能の習得は、ある活用の範囲を想定して行われる学習行為としての側面をもっていることに留意しながら授業の展開を工夫していく。
- 各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫していく。
- 学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力であることから、各教科等を貫く学力として言語活動の充実が求められており、全教育活動を通して言語に関する能力の育成を重視していく必要がある。そのため、各教科等において言語活動を授業の中に位置付けるとともに、全職員の共通理解の下に必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動を充実させていく。
- 家庭学習について、児童生徒に対し、具体的に「何を、どのくらい、どのように」取り組むかなどを適時、適切に指導する。また、学校での授業との連動を図りながら、毎日継続的に取組可能な課題を与え、学級担任や教科担任が評価し、児童生徒に「わかった」「できた」という達成感を味わわせ、家庭学習の習慣を定着させる。

3 具体化のための手だて

- ・ 身に付けさせるべき力や指導目標・指導内容の明確化
- ・ 学習のねらいと見通しの明確な提示
- ・ ねらいの達成に向けた効果的な指導
- ・ 学習内容の定着状況の的確な把握と、指導内容の検証と評価
- ・ 個に応じた指導の機会の工夫及び適切な課題解決と、指導内容の改善
- ・ 児童生徒の学習習慣の確立と学習意欲の継続及び喚起に向けた取組の充実
- ・ 自己学習と授業との関連等、家庭学習の取組の検討と工夫

4 学力向上を図ることで培いたい力

物事を的確にとらえ、自分なりに思考し、適切に判断し、自己の伸長に向けて主体的に行動する力
 （目指す児童生徒像） 物事をしっかり考えることのできる児童生徒



豊かな人間性の育成

1 道徳教育の充実

学校の教育活動全体で取り組むという観点から、校長の方針の下、学校の重点や方向性について共通理解し、道徳教育推進教師を中心とした組織的で一貫した推進体制により、道徳の時間を要とした道徳教育の充実を図り、豊かな人間性をはぐくむようにする。

- 人間が本来もっているよりよく生きたいという願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養うようにする。
- 美しいものや自然に感動する心などの感性、生命を尊重する心などの倫理観、他者を思いやる心など、豊かな心をはぐくむようにする。
- 未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、積極的かつ誠実に実行する人間の育成を目指す。
- 先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、郷土の伝統と文化を大切にするとともに、受け継がれてきた精神性や考え方を尊重する態度を育てる。

2 体験活動の充実

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性など豊かな人間性の育成が図られるようにする。

- 豊かな自然や多様な農林漁業、価値ある伝統文化に恵まれた本県の特徴を生かし、自然体験や勤労体験、幅広い世代とのふれあいなど豊かな体験を展開するよう工夫する。
- 「集団宿泊活動」「職場体験活動」については、その教育効果が表れるような日数や時数を確保し、集団生活の在り方や人間としての生き方などについて、望ましい体験を積むことができるようにする。
- 「ボランティア活動」については、地域での社会貢献活動などを通して、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるようにする。

3 生徒指導の充実

心豊かでたくましい、自立心をもった児童生徒の育成に努める。

- 好ましい人間関係を築ける協調性や自立して生きるための生活基礎力を養う指導を行なう。
 - ・ 生活体験や人間関係を豊かにし、好ましい人間関係づくりや規範意識の醸成に努める。
 - ・ 児童生徒理解に努め、楽しい学校生活を送らせるための教育活動の展開に努める。
- あらゆる教育活動の中で、生徒指導の機能を生かした指導を行なう。
 - ・ 児童生徒に自己存在感を与えるように努める。
 - ・ 共感的な人間関係を育成するよう努める。
 - ・ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助するよう努める。
- 組織的な対応を充実し、意図的・継続的な指導を行う。
 - ・ 児童生徒の実態把握、分析及び指導の検討に努める。

4 学校不適応対策の実施

全ての児童生徒が安心して登校できる学校づくりに努める。

- 学校不適応の未然防止、早期発見・早期対応のための指導体制の整備を行う。
 - ・ いじめや暴力行為等の未然防止、問題行動の早期発見・早期対応に努める。
- 学校間、関係機関等との連携の強化を行う。
 - ・ 児童生徒の情報を共有し、適切な指導が行えるよう連携に努める。
- 教育相談体制の一層の整備を行う。
 - ・ 教育相談担当者（コーディネーター）の役割を明確にし、スクールカウンセラー等を積極的に活用するとともに、教職員の研修の充実に努める。



健やかな体の育成

学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して、「**学校の教育活動全体**」を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科・保健体育科の時間はもとより、関連する他教科・領域などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

1 体力の向上に関する指導

- 体力向上担当者等を中心に、体力・運動能力調査等を適切に行い、児童生徒の実態及び学校としての課題等を的確にとらえ、児童生徒が目標をもって、楽しく活動できる取組を工夫する。
- 家庭や地域と連携し、放課後や休業日に屋外での運動遊びを奨励するなど、運動の日常化を図る。
- 運動部の活動等において、適切な休養日や活動時間に配慮するとともに、学校関係者と外部指導者との情報交流の場の設定により、児童生徒のよりよいスポーツ活動を推進する。

2 心身の健康の保持増進に関する指導及び安全に関する指導

- 児童生徒が自らの健康に関心をもち、自らの健康課題に気付き、予防対策への理解につなげる。また、心身の健康課題解決に向けた取組の充実を図る。
 - ・ 定期健康診断の事前・事後指導
 - ・ 心の健康づくり
 - ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育
 - ・ 性=生を観点とした性に関する教育
- 児童生徒が生活習慣病予防のための実践力を培う。
 - ・ 肥満等の心身の影響についての理解
 - ・ 規則正しい生活習慣の確立
- 児童生徒が生涯健康で安全・安心な生活を送るための基礎を培う。
 - ・ 望ましい学校環境衛生の整備
 - ・ 学校安全計画に基づいた継続的な指導

3 学校における食育の推進

- 毎日繰り返し行なわれる給食指導の重要性を認識し、教科等の学習と関連付けるなど、給食時間の充実を図る。
- 食育担当者を中心に、各教科等の年間指導計画及び学校給食の年間計画の「食育の視点」について見直しを図り、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に示すとともに、学校評価に食育の項目を設ける。
- 学校から家庭に対する啓発活動、食生活に関する情報提供等を積極的に行う。



いわてのめざすキャリア教育の充実

1 いわてが目指すキャリア教育

児童・生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を、学校教育活動全体で計画的・組織的に育む。

2 いわてのキャリア教育で育成すべき能力

【総合生活力】 ①健康・体力 ②豊かな人間性 ③確かな学力
 【人生設計力】 ①社会を把握する能力 ②勤労観・職業観 ③将来設計力

3 発達段階に応じた指導の重点

(1) 小学校

- 「総合生活力」に重点を置き、係活動や委員会活動などをとおして、きまりを守ることや働くことの大切さを感じさせ、進んで働く態度を育てる。
- 他者との好ましい人間関係を築く中で、自分を知り、長所を伸ばそうとする意識をもたせ、体験的な学習をとおして、「人生設計力」の基礎を築く。

(2) 中学校

- 「総合生活力」の充実を図り、学年の進行とともに、「人生設計力」の育成の比重が増していくことを念頭に、体験的な活動をとおして、現実の社会について学び、勤労観・職業観を育成するとともに、将来の目標に向かって努力することや学習することの大切さを理解させる。
- カウンセリングやガイダンスの機会を多く設け、生徒一人ひとりに応じた「人生設計力」を育成する。

4 推進のための方策

(1) 教育課程等の開発

児童・生徒の発達段階や実態に応じた全体計画、それを具体化した指導計画を作成し、目指す児童・生徒の姿を具体的に設定するとともに、各校の教育課程上におけるキャリア教育の位置付けを明示する。

(2) 体験的な学習の充実と質的向上

体験的な学習は、「総合生活力」や「人生設計力」を育成するうえで効果が期待できる。実施に当たっては、周到的準備を進め事前・事後の指導を充実させる。

(3) 社会の仕組みや地域の歴史・産業等についての理解の促進

社会の仕組みや経済社会の構造、雇用や就労に関する権利や義務等、現実の社会の仕組みを理解させるとともに、児童・生徒が生まれ育った地域の歴史や伝統文化、産業、先人等について学習し、地域への理解を深め、郷土を愛する心を育む。

(4) 推進のための環境整備

- 学校外の教育資源活用にかかるシステムづくり
校内推進体制を整備するとともに、体験的な学習の受入企業等の確保にかかるシステムやキャリア・アドバイザーの確保と活用にかかるシステムの構築に取り組む。
- 関係機関との連携
社会全体で児童・生徒を育成する観点に立ち、関係団体や企業等との相互理解に努める。
- 教員の資質向上
キャリア教育の目標や考え方について校内での共通理解を図るとともに、国や県が実施する研修等を活用するなど、教員の資質向上に努める。
- 家庭・保護者との連携の推進
PTA活動や保護者との面談、学校通信等を活用し、キャリア教育をとおして育みたい能力や家庭・保護者に協力して欲しいことなどについて、共通理解を図る。



特別支援教育の充実

「いわて特別支援教育かがやきプラン」（平成 21 年 12 月策定）に盛り込まれている事項を重点的に実施することにより、「共に学び、共に育つ教育」を推進する。

1 「個別の指導計画」の作成

【目標】

平成 24 年度までに特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校で作成

障がい等により特別な支援を必要とする児童生徒の指導にあたっては、指導目標、内容、手立て、評価等の「個別の指導計画」を対象児童生徒全員について作成する。

- 作成にあたっては、既存の計画及び記録用紙等を活用するなど、それぞれの学校に合った様式により、効率的かつ効果的な方法を工夫する。
- 作成、評価にあたっては、担任のみで行わず、特別支援教育コーディネーター等の関係者が協力して取り組む。また、保護者への説明や合意を得ることに努め、協力関係を構築しながら取り組むようにする。
- 作成された「個別の指導計画」は、指導にあたる教職員間で情報共有を図るなど日常的な活用を図るとともに、記録等を蓄積し引き継ぎにより次年度以降の指導においても有効に活用できるようにする。

2 研修機会の設定

【目標】

平成 24 年度までに全校種全教員が特別支援教育に関する研修を受講

(※校内研修を含む)

特別支援教育は、障がいのある児童生徒にとどまらず、他の児童生徒の学習上のつまずきへの対応や問題行動への対応など学習指導や生徒指導とも深く関連するものである。したがって、学校の取組に応じた研修機会の設定や各種研修講座等の計画的な受講を促進する。

3 関係機関との連携

障がいのある児童生徒の支援にあたっては、学校間のみならず医療、保健福祉等の関係機関との連携を図る必要があることから、以下の点についての取組を推進する。

- 幼稚園や保育所等と連携を図り、就学前の支援内容や方法等についての情報を引き継ぐようにする。
- 中学校、高等学校等の進学先へ個別の指導計画を含む支援の情報を確実に引き継ぐようにする。
- 地域の特別支援学校や保健福祉相談機関等を活用し、必要な支援方法、内容等に関する助言を得るようにする。
- 医療、保健福祉等の関係機関との連携によって「個別の教育支援計画」の作成とそれに基づく支援に努める。



読書指導に関すること

児童生徒の読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにしていく上で重要なものであることを踏まえ、読書指導を教育課程に適切に位置付け、創意を生かして計画的に実施するよう努める。

1 読書指導の充実

- 全校で取り組む体制の確立
 - 読書習慣の育成
 - 発達段階に応じた適切な読書指導
 - 各教科等における位置付けを明確にした読書指導計画の作成
 - 学校図書館の利活用の教育課程への位置付け
 - 郷土に関する本や資料、岩手の偉人・先人についての本を読み、岩手を知り、学ぶ読書活動の推進
- #### 2 諸条件の整備・充実
- 読書センター機能、学習情報センター機能の確立
 - 快適な読書スペースの確保
 - 保護者や地域との連携

小規模・複式指導に関すること

小規模校の特性を生かし、家庭や地域との密接な連携を推進し、豊かな心をはぐくみ、確かな学力を定着させ、健康な体の育成を目指す教育活動を展開する。

1 創造的な教育活動の推進

- 交流学习や集合学習、合同学習を取り入れるなど、社会性を培う活動の展開
- 地域の文化や自然を生かした教育内容の展開
- 通学状況等を考慮し、運動に親しむ機会や体力の向上を図る活動の推進

2 適切な教育課程の編成

- 個に応じたきめ細かな指導の充実
- 地域の素材や体験的な活動を取り入れた児童生徒の主体的な学習活動の展開
- 系統性や順序性を重視した学習指導の充実
- 社会性を培う教育活動の積極的な導入

国際理解教育に関すること

伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の発展に貢献できる資質を備えた人材を育成する。

1 教育課程及び校内組織の位置付け

- 各教科等の指導との適切な関連付け
- 校内の指導組織の工夫

2 児童生徒の発達段階や教科、領域の特質に応じた指導

- 特に総合的な学習の時間に行う際は、問題の解決や探究活動を通じた学習活動等、総合的な学習の時間の趣旨に合致した指導の工夫

3 家庭・地域との協働

- 地域人材等の活用による交流活動

伝統や文化の教育に関すること

地域の歴史や伝統・文化についての学習を重視し、地域社会の有り様やそこに受け継がれてきた精神性や考え方を理解し尊重する態度を身に付ける。

1 教育課程全体での指導の充実

- 道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心とした教科・領域における、伝統や文化に関する内容の適切な位置付け

2 地域や児童生徒の実態を踏まえた指導

- 行事や遊び、芸能、食、先人等、地域や岩手に伝わる伝統・文化に関する内容の重視及び児童生徒の実態に応じた指導の工夫
- 地域人材の積極的な活用と、地域と一体となった活動の推進



環境教育に関すること

地球規模での環境問題が顕在化している現状を踏まえ、児童生徒が環境問題に関する正しい理解を深め、環境保全に参加する態度及び問題解決の能力を身に付け、責任をもって環境を守るための行動ができるように指導する。

1 全体計画の作成

- 適切な年間指導計画の作成
- 全ての教職員の共通理解
- 学校と家庭と地域社会との連携

2 各教科等の特性を生かした指導

- 体験的な学習の取り入れ
- 児童生徒の発達段階に応じた指導
- 地域の実態を考慮した取組
- 副読本の活用（第5学年）

ボランティア教育に関すること

他者を尊重する態度や思いやる気持ち、公共のために尽くす心などを、体験活動を積極的に取り入れながら育成するとともに、自分が価値ある存在であることを実感し、豊かな社会を築いていこうとする態度を育成する。

1 教育課程への適切な位置付け

- 学習指導要領の趣旨に基づいた、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などへの意図的・計画的な位置付け
- 学校や地域の実態を踏まえた特色ある体験活動の工夫

2 関係機関、家庭、地域社会との連携

- 社会福祉協議会など関係機関の情報や人材を生かしての活動の充実
- 家庭や地域との連携を強化することによる、地域社会への貢献をねらいとした活動の充実

情報教育に関すること

情報化社会に主体的に対応できる基礎的な資質を養うため、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実する。

1 児童生徒の情報活用能力の育成

- 小学校では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しませるとともに、文字を入力するなど基本的な操作を確実に身に付けさせ、中学校では、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするなど情報活用能力を育成
- 情報モラルを確実に身に付けるよう、家庭や地域との連携を図りながら、実態に即した体系的な指導

2 ICT機器を効果的に活用した授業改善

- 教育効果を高めるために、プロジェクターや実物投影機などICT機器を積極的に活用
- 校内体制の確立による計画的な教員研修の実施とICT環境の整備

交流及び共同学習に関すること

障がいのある児童生徒との交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、「共に学び、共に育つ教育」を推進するために計画的、組織的に実施する。

1 校内の特別支援学級との取組

- 日常的な交流及び共同学習の推進
- 校内全体での共通理解

2 特別支援学校との取組

- 組織的な取組の検討
- 学区等に住所のある特別支援学校児童生徒との交流及び共同学習の推進



国語

- 確認事項**
- 言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力を育成する。
 - 互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成する。
 - 言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむ。
- (小学校) 日常生活に必要な国語の能力の基礎を育成する。(中学校) 社会生活に必要な国語の能力の基礎を育成する。

授業改善の視点・・・言語能力を確実に身に付けさせる学習指導を進めていくために

小学校

- 文章全体を対象にしながらか目的に沿って考えること
- 筆者の書き方や表現の工夫へ着目すること
- 書かれている事柄や論の展開の仕方の共通点や相違点へ着目することや、筆者の表現意図へ着目すること
- 様式や字数の条件を示して書き換えること
- 表現様式を意識させ、相手や目的に応じた書き方について考えること
- 多くの文章や本に触れながら学習を進めること

中学校

- 話合いの話題や方向性を考えて聞いたり話したりすること
- 複数の資料から得た情報を整理して、目的に応じて書くこと
- 文章の構成や展開に目を向け、目的をもって読み、自分の考えと比較すること
- 文章の特徴や、表現の仕方や工夫を学び、自分の表現に取り入れること
- 情報や知識を整理して考えをまとめ、交流し合うこと

- ☆目指したいこと・・・素材や条件、状況を変えても対応できる言語能力の育成
物事を関連付け、整理・分類しながら、自分の考えを形成し交流し合うことができる能力の育成
- ☆指導のポイント・・・言語活動を位置付け、活動を通して学ばせていく展開(言語操作や思考操作の位置付いた学習過程)
- ☆具体的な工夫例・・・文章に書かれていることを答え、考えるだけでなく、取り出したことや考えたことを組み立てたり、表現や論述の意図や工夫を指摘するなど、「何が書いてあるのか」だけの授業で終始するのではなく、「どう書かれているか」についても考え、自分の言語生活に生かすことにつなげていくような工夫
- ・授業の中でみんなと共に学習したことを、はじめて目にする文章やある条件のもとで、一人で考えるなど、授業の内容を活用し、学んだことを自分で振り返ることができるような工夫
- ◎確認事項・・・学習評価の考え方の理解、適切な評価の実施 ・各種参考資料(言語活動、学習評価等)の有効活用

社会

問題解決的な学習の充実

1 単位時間あるいは数単位時間の中で「課題把握→予想→追究→交流→まとめ(ふり返り)」といった学習活動を、形式的ではなく諸能力育成の視点や児童生徒の思考の流れにそった意味ある学習活動として展開する。

- 基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。
(「学習や生活の基盤となる知識」「固有の概念」「地図・グラフ等の資料活用技能」)
- 思考力・判断力・表現力を育成する。
(根拠に基づく意見の発表と交流、考えを深めるノート記述、社会参画の視点での考察)
- 目的意識を高め、児童生徒の学習意欲を大切にする。
(導入時における課題意識の醸成と学習課題の設定、学習課題に即した追究とまとめ)

小学校

- 地図帳を身近な資料としていつでも活用させ、都道府県の名称と位置、世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置などの基本的な知識や地図活用の技能を身に付けさせること(地球儀の活用も十分に)
- 地図や統計など資料から事実を読み取り、自分の考えをまとめる力を育てること
- 調べたことや考えたことを自分の言葉でまとめ伝え合うことにより、自分の考えを深めていく学習を充実させること

中学校

- 小学校での学習を基盤に、時差や地域構成、地形図の読み取り方、年表の表し方や各時代の特色、現代社会をとらえる見方や考え方といった身に付けるべき知識や概念、技能を定着させること
- 複数の資料から必要な情報を読み取り、分析・考察する力を育てること
- 調べたことや考えたことを記述したり交流したりするなど、社会的事象の意味や事象間の関連などを解釈、説明、論述し、自分の考えや集団の考えを発展させる学習を充実させること



算数・数学

解決すべき
課題

- 算数的活動・数学的活動を通じた指導の充実を図る。
- 基礎的・基本的な内容の確実な習得と定着を図る。
 - 「活用」を意識した授業を展開する。
 - 数学的なものの見方や考え方を育成する。
 - 小中の教材の関連や系統性を踏まえた指導をする。

小学校

「ドリル学習」「記憶に残す学習」と「考える力、表現する力などを身に付ける学習」をバランスよく計画すること

- 四則計算の習熟を十分に図ること
- 式を問題の答えを求める手段としてだけでなく、事柄や数量の関係を表す表現方法として捉えさせること
- 問題を全体構造的に把握させるために、数量関係を図や表、数直線図等に表現させること
- 二つの数量の変化や対応の規則性を調べるなど、関数の考えを育成すること

中学校

基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、根拠を明確にして考えたり、説明したりする授業を進めること

- 「文字式の計算」において、() の意味を正しく理解させること
- 「数量関係を式に表現すること」「式の意味を読み取ること」を繰り返し指導すること
- 円周率の意味を理解させること
- 立体の体積の求め方について、小学校での学習を捉えなおして理解させること
- 関数は、小学校での学習を踏まえて観察・実験などを取り入れて指導すること



理科

- 見通し（目的意識）をもった観察・実験を行い、実感を伴った理解の充実を図る。
- 児童生徒の発達段階に応じた問題解決の能力を育む。
【小学校】3年生：比較、4年生：関係付け、5年生：条件制御、6年生：推論
【中学校】分析・解釈
- 事象や課題の提示の在り方を工夫し、児童生徒の多様な考えを引き出す観察・実験を充実させる。
- 観察、実験の結果を考察、分析・解釈し、表現する課程を充実させる。

小学校

- 児童の科学的な見方や考え方を養うために問題解決的な学習を重視し、児童一人一人が問題に対して見通しがもてるよう、事象の提示を工夫し、問題を見いだす活動を充実させること
- 科学的な言葉や図・表・グラフなどを適切に使って表現する場を設定し、指導方法を工夫すること

中学校

- 目的意識をもって観察、実験を行い、結果を整理し、考察を深め（分析・解釈）、科学的な言葉や図・表・グラフなどを使って説明（表現）する場を設定し、指導方法を工夫すること
- 基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させ、それらを活用し、課題を解決するために必要な思考力・表現力の育成を図ること



生活

- 生活科の目標で示されている教科の特性を理解し、指導計画の工夫・改善を図る。
- 児童の思いや願いをはぐくみ、気付きの質を高め、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視する。

1 具体的な活動や体験を伴う学習活動を展開するため、地域の実情に応じた指導計画の工夫・改善を図ること

- 各学校のもつ身近な生活圏を学習の場や対象にすること
- 各学校の現状や児童の実態に応じ、二年間を見通した年間指導計画を作成すること
- 幼児教育との連携を図るための手立て(スタートカリキュラムの編成、児童と幼児の交流、指導内容の交流等)を図ること
- 生活科と他教科等の関連した指導、合科的な指導を行う等の工夫を図ること

2 児童の思いや願いをはぐくむ学習活動を行うこと

- 児童一人一人の思いや願いを生かした学習活動を展開すること
- 学習活動の中で児童に生じた気付きを見取り、自覚させたり質的に高めたりするための手立てを講じること
- 学習活動の最中や学習活動を振り返る場面において、体験したことや調べたことなどを伝え合い交流する場の設定を工夫して行うこと



音楽

- 音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成する。
- 音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育成する。

- 指導のねらいや手立てを明確にし、音や音楽を聴き取り(知覚し)、そのよさや特質を感じ取り(感受し)、思考・判断できるようにすること(感性を高め、思考・判断し表現する一連の学習過程の重視)
- 音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら学ぶことにより、それらを主体的に必然性を感じながら理解できるようにすること
- 郷土岩手の民謡・伝統芸能などを含めた我が国の伝統音楽のよさや美しさを感じ取り、我が国の音楽文化の理解を深めるとともに他国の音楽文化を尊重できるようにすること
- 我が国や岩手の自然や四季、文化、日本語のもつ美しさなどを味わうことができるように歌唱教材(歌唱共通教材を含む)について充実を図ること
- 音楽づくり(小学校)及び創作(中学校)では、音を音楽へと構成していく楽しさやおもしろさに触れる体験を大切にすること
- 表現及び鑑賞では、聴き取ったり感じ取ったりしたこと(知覚・感受したこと)などを音楽に関する言葉などを用いたりしながら、根拠をもって自分なりに言葉で表せるようにすること
- 全員で一つの音楽をつくっていく体験をとおして、表現したいイメージを伝え合ったり、協同する喜びを味わったりすること



家庭

生活を工夫する楽しさやものをつくる喜びを実感させるとともに、家族の一員としての自覚をもった生活を営むことができるように、学習した事柄を進んで生活の場で活用する能力や態度を育成する。

- 実践的・体験的な学習活動を通して、実感を伴った学習ができるように、問題解決的な学習を充実させること
- 生活の中の言葉を実感を伴って理解する学習活動や自分の課題に基づき生活をより良くする方法を考え、判断し、生活の中で活用できる学習活動を工夫すること
- 衣食住などの学習活動を通して「してもらう自分」から「できる自分」へと成長する自分を自覚することで学習意欲を高められるよう学習活動を工夫すること
- 家族や人とかかわる意味やよさについて考え、実践する喜びを味わいながら実感を伴って理解できるよう学習活動を工夫すること
- 日常生活に関連のある学習場面で、繰り返し学習したり日常生活で活用したりして、基礎的、基本的な知識及び技能を身に付けさせること
- 学習指導要領に示す目標に照らして実現状況をみる評価を着実に実施すること



技術・家庭

社会の変化に主体的に対応できる人間の育成を目指して、生徒が生活を自立して営めるようにするとともに、自分なりの工夫を生かして生活を営むことや、学習した事柄を進んで生活の場で活用する能力や態度を育成する。

技術分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ ものづくりを通して基礎的な知識と技術の習得、社会や環境との関わりの理解、評価・活用する能力と態度の育成を重視していることを踏まえ指導の工夫を図ること ○ 製作実習などでは、製作工程ごとに自己評価を行なうなど、学習活動をことばで振り返り技術を分析的に考える指導を重視すること ○ 社会や生活の課題に対応した様々な技術が、材料や環境、エネルギーなどの様々な制約条件の中で成立していることを評価する学習活動を重視すること ○ 学習指導要領に示す目標に照らして実現状況をみる評価を着実に実施すること
家庭分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣食住などに関する実践的・体験的な学習を通して、これからの生活を展望できるように、小学校家庭科の指導内容との体系化を図るとともに、中学校における他の教科等との関連についても検討すること ○ 幼児触れ合い体験、中学生の栄養と献立、調理や食文化などに関する学習活動、中学生の消費生活の変化を踏まえた学習活動をさらに充実するよう教材研究を進めること ○ 小学校での学習を踏まえた中学校でのガイダンス的な内容を、1年生から指導計画に盛り込み実施すること ○ 学習指導要領に示す目標に照らして実現状況をみる評価を着実に実施すること

☆平成 24 年度在籍する生徒は、新学習指導要領の内容を履修し卒業するよう計画的に指導すること。



図画工作・美術

- 各学校段階の内容の連続性に配慮し、育成する資質や能力と学習内容との関連を明確にした指導を行う。
- 児童生徒が創造することの楽しさを感じながら、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てる。
- 多様な造形活動を体験させるとともに、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活を美しく豊かに造形や美術の働きを実感させる。
- 感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるため鑑賞の授業時数を十分確保する。
- 美術文化の継承と創造への関心を高めるため、よさや美しさを主体的に味わう活動、日本の美術や文化に関する指導を充実させる。

小学校

- 6年間の学びを見通し、児童の資質や能力が十分発揮されるような指導を行うこと
- 児童が表現及び鑑賞の各活動を通して、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえ、自分のイメージをもつことができるよう、意識的に指導すること〔共通事項〕
- 自分の思いを話したり、聞いたり、話し合うなどの言語活動を位置付け、中学校につながるよう鑑賞の指導を充実させること

中学校

- 生徒が資質や能力を発揮できるよう、バランスのとれた年間指導計画を作成すること
- 生徒が表現及び鑑賞の各活動を通して、形や色彩、材料、光などの性質やそれらがもたらす感情を理解し、対象のイメージをとらえることができるよう、意識的に指導すること〔共通事項〕
- 自分の価値意識をもって説明し合ったり、批評し合ったりするなどの言語活動を位置付け、鑑賞の指導をより一層充実させること



体育・保健体育

「いきる」「わかる」「できる」体育授業を目指して

- 「生きる力」は、全教科・領域において目指すべき理念であるが、体育科・保健体育科においては、その使命の重要性を再確認し、体育学習を通して「生きる力」を育む。
・キーワード：「課題解決的な学習」「豊かな心」「健やかな体」
- 保健領域及び中学校における体育理論等の充実を図るとともに、できる道筋を理解していく「わかる」授業づくりを進める。
- すべての児童生徒に基礎的な運動の技能を確実に身に付けさせる「できる」授業を進め、成果のある体育授業を行う。

そのために、

- 目標に準拠した評価を充実させるとともに、指導と評価の一体化を図ること
- 児童・生徒、学校及び地域の実態を踏まえた年間指導計画を作成し、効果的な指導を展開すること

小学校

- 十分な運動量を確保し、「汗が輝く」体育授業づくりを行うこと
- 基礎的な感覚や動きを身に付けるために、場づくりや段階的な指導を大切に、基礎技能習得のための練習をゲーム化したり、課題を明確にしたゲームを設定したりして「できる」体育授業を進めること

中学校

- 賞賛、助言、励ましを積極的に行い、生徒一人一人の「よさや可能性を伸ばす」体育授業づくりを行うこと
- 学習従事時間を十分確保するとともに、教材を工夫して「わかる」「できる」体育授業を進めること

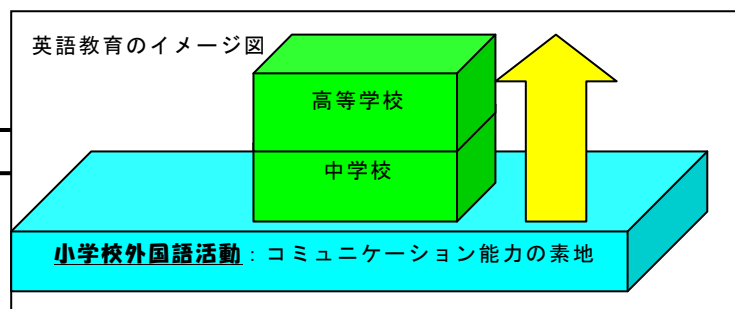


中学校外国語

言語活動の充実

- 外国語（以下、「英語」という。）による言語活動の充実を通じて、言語材料の定着を図り、コミュニケーション能力の基礎を育成する。
- 言語活動の際は、実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動を大切にすると同時に、それを支える言語材料（語彙・文法等）について効果的に関連付けて指導に当たる。

- 1 実際のコミュニケーションを目的として英語を運用することができる能力の基礎を養うように指導すること
 - 言語の働きや言語の使用場面に配慮した言語活動を行うこと
 - 言語材料を一層弾力的かつ適切に用いて、活発で多様な言語活動を行うこと
 - 生徒の課題を的確に把握、分析し、指導改善に努めること
- 2 小学校外国語活動及び各学年での学習を基礎として指導すること
 - 取り扱う内容について、「身の回りの出来事」等簡単な表現から指導を始め、「物事についての判断」、「様々な考えや意見」等へと発展させ、生徒の学習段階を考慮して指導に当たること
 - 特に、中学校第一学年の年間指導計画を適切に作成し、指導に当たること
- 3 ①英語の使用量、②スパイラルな指導、③読解力の向上、④丁寧な「書く」指導、に特段に配慮し、相互に関連付けて指導すること
 - 単元の中で、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく指導すると同時に上記①～④について特に意を用いて指導に当たること



小学校外国語活動

【指導の要点】次の3点を統合的に指導し、コミュニケーション能力の素地を養う。

- 言語や文化について体験的に理解を深める指導
- 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する指導
- 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる指導

- 1 教育課程、指導と評価及び教員研修の位置付け
 - 平成23年度の完全実施（年間35時間（週1コマ））であること
 - 年間指導計画、単元指導・評価計画等について適切に作成し、コミュニケーション能力の素地が養われるように指導及び評価に取り組むこと
 - 全ての教員が外国語活動を指導できるように計画的に校内研修（授業力向上研修、英語運用能力向上研修、教材作成方法研修等）を位置付けること
- 2 指導内容の設定、近隣小学校及び中学校との連携
 - 児童や学校、地域の実態に応じた指導内容を設定すること
 - 近隣や同一中学校区の小学校及び中学校との連携について配慮すること
- 3 総合的な学習の時間における「外国語にふれる活動」について
 - 総合的な学習の時間において、国際理解に関する学習の中で外国語にふれる活動を行う際は、総合的な学習の時間の趣旨に沿って指導すること。特に、中学年において総合的な学習の時間の中で国際理解に関する学習を行う際は、高学年における外国語活動の前倒し的な活動とはならないことにも留意すること



道徳

各学校において道徳教育の本質を共通理解すると共に、体験活動など他の教育活動と効果的に関連させ、道徳の時間を「要」とした道徳教育を充実させる。

指導計画の改善

- 道徳教育全体計画の中に、全教師による推進体制など、学習指導要領解説で示された基本的把握事項と具体的計画事項を漏れなく記載すること
- 年間指導計画の作成や改善に当たっては、学習指導要領において示された各学校・学年段階ごとの重点や児童生徒の実態に応じ内容を重点化した指導が行えるようにすること（ただし、各学校・学年段階ごとの内容項目は、相当する段階においてすべて取り上げる）また、展開の概要を含めるなど各時間の指導の概要がわかるものとする
- 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動等の道徳性を育むための体験活動と道徳の時間の時期や内容を関連させて、効果的な指導が行えるようにすること
- 授業を公開するなどして学校の道徳教育の方向性を知らせるとともに、家庭や地域の方に参加・協力を求め、共に道徳性を育てていくようにすること

道徳の時間の充実

- 形式的な指導に陥らないよう、児童生徒の心に響く魅力的な教材を開発・選択したり、その活用を工夫したりすることを通して、創意工夫ある指導を行うこと
- 岩手の先人を教材として取り上げ、よりよく生きたいという思いを育むとともに、郷土岩手への誇りや愛着を深めるようにすること
- 教師の一方的な価値の注入や押し付けではなく、考えを深める発問の工夫や、自分の考えを基に書いたり、話し合ったりする機会を充実するなどして、児童生徒自らがねらいとする価値に気付いていけるようにすること
- 体験活動の中で感じたことや考えたことを話し合いに生かしたり、共通の関心などをもとに問題意識を高めたりするなど、体験活動の生かし方を工夫すること

総合的な学習の時間

- 各学校において、総合的な学習の時間の趣旨やねらい等を十分に踏まえ、地域や児童生徒の実態に応じた具体的な目標や内容を設定する。
- 児童生徒が自ら見つけた課題の解決や探究活動に、主体的、創造的、協同的に取り組める学習活動を重視する。

- 1 各学校において、総合的な学習の時間の全体計画、年間指導計画、評価計画を立てること
 - 今まで各学校で培われてきた地域の素材を生かした全体計画・年間指導計画等を見直し、改善すること
 - 地域や児童生徒の実態に応じて目標を定め、その実現のために横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題（地域の人々の暮らしや伝統と文化（小学校）、郷土の先人に関する事等）、職業や自己の将来に関する課題（中学校）等から、学習の内容を定めること
 - 小・中学校間で学習内容の重複が起こらないよう、情報交換を行うこと
- 2 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育成するために、適切な指導を行うこと
 - 児童生徒の発想を大切に、主体的、創造的な学習活動が展開できるようにすること
 - 身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材に取り組ませること
 - 問題の解決や探究活動の過程において、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする等の学習活動が行われるようにすること



特別活動

望ましい集団活動を通して豊かな人間性や社会性を育成する実践活動という基本的な性格や役割を共通理解するとともに、各活動や学校行事を通して育成すべき態度や能力を発達の段階に応じて明確にし、児童生徒の自主的、実践的な態度の育成に努める。

- 1 新学習指導要領に即した特別活動の完全実施に向け、作成した全体計画及び年間指導計画を実践によって検証し改善すること
 - 各活動や学校行事での集団活動を児童生徒の資質や能力の育成につなげること
 - 人間関係を築く力、自治的能力、社会に参画する態度（中学校）を育成すること
 - 道徳的実践の指導の充実を図る集団活動とすること
 - 話し合い活動を充実させ、折り合いを付けて集団決定する社会性を育成するとともに、自他のよさや役割を認め合う関係を構築すること
- 2 各教科等、特に道徳や総合的な学習の時間の指導や生徒指導等との関連を図るとともに、各活動や学校行事の内容間の関連や統合を図ること
 - 各教科等で身に付けた能力などを活用したり、関連を図ったりするなどし、指導の効果を高めること
 - 学級経営の充実に努め、好ましい人間関係を育て生徒指導の充実を図ること
 - 実態や発達の段階に応じて指導内容を重点化し、内容間の関連や統合を図ること



これからの岩手の義務教育

ここに示す「これからの岩手の義務教育」は、本県の義務教育の今後の方向性を明らかにし、教職員、保護者、市町村教育委員会、県教育委員会など教育関係者の認識の共有化を図り、本県義務教育の更なる充実を図るためのものである。

1 総論

1 はじめに

岩手県の教育関係者の真摯でたゆまぬ努力の積み重ねの中で、今日の岩手の教育の基盤がつくられてきた。素直でまじめな子どもたち、そして使命感と誠実さ、情熱をもつ教職員、授業研究に熱心に取り組む学校文化、また、それらを力強く支えてきた家庭・地域の存在、市町村教育委員会と県教育委員会の連携など、岩手の教育は多くの財産を保有している。そして、このような中で、学校間の大きな違いもなく公正な教育が行われてきたことには大きな意義がある。

しかしながら、近年、我が国の社会諸情勢の大きな変化に伴って教育の難しさが増している実態があり、次のような視点に立ち、私たち義務教育関係者の岩手の義務教育に対する認識を共有していきたい。

- 教育再生会議やマスコミなどにおいて様々な角度から議論が行われてきたが、今日の教育の難しさの原因は何なのか。そして、私たちが岩手の義務教育として目指すものは何なのか。
- 岩手の義務教育の実現のためにどう取り組めば良いのか。私たちは、学校において子どもたちの教育に責任を負う立場にあり、実践的にものごとを考え、誤りのない方向性を見定めていく必要がある。この方向付けを明確にしていくことこそが、教育活動において重要な教職員一人一人の意欲の向上に寄与していくのではないか。
- このような方向付けを十分に検討し、共有化することによって、今後、中長期的な観点に立ちつつ、それぞれの学校と市町村教育委員会、県教育委員会のチームワークがより強固になり、それぞれの取組が整合性をもって有機的に進められるようになるのではないか。

2 子どもたちの変容と教育の使命

- 我が国は戦後の復興期・高度成長期を経て、今日、世界の経済大国としての地位を固め、経済的に豊かな社会を実現してきたが、同時に、これまで経験したことがない社会の複雑な変化に直面している。国民の価値観の多様化が進む中、さまざまな形で社会の混迷が問題となっており、子どもたちにも大きな影響をもたらしている。
- 1970年代ごろまでの子どもたちは、親と学校の導きのもとで素直に育つことができたが、我が国が経

済大国となり、また大量消費社会に移行した1980年代に入った頃から子どもたちの変容が始まった。全国的に中学校の校内暴力が始まった頃である。

- 経済的な豊かさを象徴する大量消費社会への移行、さらには核家族化の進展などのもとで、家庭や地域の教育力の低下が進み、また社会の規範意識の低下も顕著になってきた。テレビや近年のインターネットなど情報メディアの影響も含めて、ここ20数年の間に、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わってきた。このような社会の変化が、子どもたちに夢や目標をもちにくくさせるとともに、自律性の低下、学ぶ意欲の低下、自己中心的傾向、忍耐力・継続力の低下、人間関係を築く能力の低下、規範意識の希薄化、体力の低下、心身のゆとりの喪失などの子どもたちの心身の変容をもたらしている。また、生活習慣の低下が生きていくための生活基礎力自体を危うくしている面もある。
- このような結果として、いじめや不登校など学校不適応の増加をはじめ、学力のばらつきが拡大などが課題となっている。学校教育という視点から見ると、最大の問題点は、子どもたちが学びに向かい難い状況が徐々に強まってきていることである。
- 岩手においては、都市化の影響がそれほど大きくなかったこともあり、子どもたちの素直な感性が比較的保たれてきた。また、大都市圏と比較して地域社会の結びつきがまだまだ残っていることも、大きな財産になっている。このような環境の中で、学校と教職員、家庭や社会の並々ならぬ努力によって、岩手の教育は子どもたちの望ましい成長を支えてきたといっても過言ではない。
- しかしながら、我が国は、今後、人口減少と高齢化に相まって、社会の複雑化の様相が一層深まっていくと考えられる。例えば、最近の経済格差の拡大も子どもたちに大きな影響をもたらしつつある。また、ネット社会の浸透、さまざまな面での保護者の意識の多様化も近年の見過ごせない変化である。岩手においても、このままでは家庭の教育力の低下や地域で人を育てる力の低下傾向が強まり、学校と教職員に対する負荷はますます増加し、子どもたちの変容と相まって学校教育を支えきれないほどの悪循環に陥っていく可能性も否定できない。私たち教育関係者は、悪循環に陥ることなく、学校教育・家庭・地域として子どもたちの確かな成長を支え、子どもたちに希望ある未来を与えていきたい。さらには、教育の力によって社会自体を良い方向に変えていく使命も負っている。
- また、我が国は、今後、更に進むグローバル化の中で、厳しい国際競争に対応しなければならない。こういう経済社会の難局を打開していく観点からも、将来の経済社会を切り拓く担い手としての子どもたち一人一人を社会の有為な人材として育てていくこと。更には、先見性や創造性に富む人材や卓越した指導力をもつ人材を育成していくことが教育のもう一つの大きな使命である。このことは、国家の発展という観点のみならず、私たちに身近な地域社会の活性化という観点からも極めて重要なことである。

- これまでの教育の在り方を、私たち自身が真摯に省みながら、その上にたち、私たちには、子どもたちの確かな成長を支え、社会を変えていく使命があることを再認識し、岩手の教育の未来を切り拓いて行くことが求められている。

3 岩手の義務教育が目指すもの

義務教育の目的は、知識や技能を習得させるだけの「学力形成」に止まるのではなく、社会人になっていくために必要な総合力を身に付けさせること、即ち「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、社会に適応する能力を育てる「人間形成」そのものであるということを改めて確認しておきたい。これまで、我が国においては、ともすると「学力形成」と「人間形成」の間で教育目的が二項対立的に捉えられてきた経過があるだけにこの確認は重要である。

子どもたちの変容、家庭の教育力の低下、地域の人材育成力の低下が進んできている難しい時代であるが故に、倫理観、集団生活に必要なルールや規律、生活習慣、基礎的な体力、社会の中での助け合いの姿勢など、基礎・基本の定着を含めて社会人になっていくために必要な総合力を身に付けさせること、すなわち、「生きる力」を備えた人間形成を岩手の学校教育の基本に据えていきたい。

今日までの岩手の教育は、まさにこの人間形成を追求し、教育振興運動に象徴されるような家庭や地域との連携の中で大きな成果を挙げてきた。これからも、岩手の教育が守り続けてきた、家庭や地域の連携をさらに進めながら時代の要請に沿うよう工夫し発展させていくことが重要である。そして、岩手の歴史や文化、産業、豊かな人間性を育む風土の中で培われる豊かで社会に有為な人間として育てることを目指したい。

岩手の義務教育が目指すのは、このような人間形成そのものであるが、今日の社会の大きな変化のもとで重視しなければならないのは次の3点である。

(1) 生活面における基礎・基本

社会人として自立して生きていくことができる生活基礎力を身に付けさせることである。 今日の子どもたちは、基本的な生活習慣を身に付けること、社会のルールを守ること、集団生活に適応できること、人間関係を保つこと、他人を思いやること、素直に感動できる心や命を大切にす心といった基礎的な力が危うくなっている面がある。また、社会生活を営むことができる体力という面においても不安が生じている。このような人間形成の基礎的な部分を家庭や地域、学校との連携の中で養っていかなければならない。

(2) 学習面における基礎・基本

義務教育終了時において、全ての子どもたち一人一人に基礎・基本を確実に定着させることである。 社会で自立した人間を育てるという視点に立つ時、基礎・基本の定着状況のばらつきが拡大している現状を見過すことはできない。テスト等における順位が問題なのではなく、一人一人が社会において生き抜いていくために必要な義務教育レベルの基礎・基本を、どの子どもにも確実に身に付けさせることが必要なのである。また、基礎・基本とは、「読み・

書き・計算」などの学習基盤をなす基礎的な知識や技能であり、その知識や技能を活用しながら人間として社会人として生涯学ぶことができ、自らの人生を切り拓いていくために必要な能力（思考力、判断力、表現力等）である。個人として自らの意見をもち、それを相手に伝え、さらに相手の意見を理解し、相互協力によって生産的な仕事を行っていくことができるような能力（コミュニケーション能力）を身に付けなければ、自立した社会人として生活していくことは難しい。

(3) 社会人になることの意義の理解

子どもたちに社会人になることの意義を理解させることである。 今日、子どもたちは、社会人として自立していくという意識が希薄になりつつある。この現状を踏まえた時、複雑化している社会の状況をしっかりと捉えながら、その中で自ら進んで働き、社会を担っていくことの意義を子どもたちに十分に伝え、勤労観や職業観を養っていくことが求められている。社会の一員としての役割を果たしていくことの大切さや喜び、そして、そのためには、多くの努力が必要だということを発達段階に応じてあらゆる場面において伝え、実感させていくことが必要である。特に、岩手の地域産業や歴史、伝統文化に根ざした地域社会の有り様やそこに受け継がれてきた精神性や考え方というものを明瞭に理解させていくことが必要である。

社会人として必要な生活面と学習面における基礎・基本の定着を図ること、そして社会人になることの意義の理解を進めること、この3つの観点に立って、変容する社会や経済のグローバル化に対応し、我が国や地域社会の未来を背負っていくことができる人材をこの岩手の地において育てること。さらに、岩手の歴史や文化、産業、それに加えて実直な人間性を育む風土に根付いた教育に、学校・家庭・地域が目標を共有し一体となって取り組むこと。このような教育を岩手では目指したい。

4 岩手の義務教育を実現するために

岩手の義務教育が目指すものは、社会に適応することができる「知・徳・体」のバランスのとれた人間形成そのものである。しかしながら、その達成には様々な困難が伴う。それをどのようにして解決していくのか。そのための方策は、岩手という地域社会に根ざしたものであり、決して他の地域と同一ではない。また、今日取りざたされているような学校や教職員を競争させる市場原理的な視点に立つことなく、今日までの岩手の学校教育において多大な成果を挙げてきた数多くの教育実践を礎として、それを進化・発展させていくことが重要である。

岩手の教育は、歴史的に学校と家庭、地域の連携・協働によって歩みを進めてきた。農山漁村の共同体に今なお残る「結い」の精神、三世同居の安定した家庭を背景にして、教職員に対する大きな信頼感と地域で学校を支え子どもを育てるといった考え方が岩手の教育においては培われてきた。このような中で、地域経済的には必ずしも恵まれているとはいえないものの、子どもたちの心身は安定し、豊かな学びの世界をつくってきた。しかしながら、今日、家庭は大きく変わりつつあり、地域社

会の共助の意識も薄れつつある。何よりも、子どもたちの変容が進んでいる。これらの原因は社会の大きな変化である。豊かになったが故の社会のさまざまな混迷。このことが、子どもたちの教育に大きな影響をもたらしている。

私たちは、このような状況の中でも、学校と家庭、地域の3者が互いに連携し、「岩手の教育が目指す人間形成」という目的を達成していかなければならない。

様々な課題を抱えている中で、この3者のつながりをどのように再構築しながら目標に向かうのか。課題を乗り越えるために必要な取組の方向性はどうか。あればよいのか。

(1) 子どもたちの教育の牽引役である学校の強化

社会に適応することができる能力を育てる人間形成という目的を明瞭に指し示し、家庭や地域を牽引しながら共に子どもたちを教育していくことが学校の役割である。課題の大きさや質は、それぞれの学校によって異なるものであり、また、その時々によって変化するものである。しかし、その課題を乗り越えていく力強い学校経営のあり方が今、各学校に問われている。その基盤は、教職員と子ども、教職員同士、そして学校と家庭の信頼関係の構築である。強い信頼の絆のもとで、力強い学校経営を行うためには、学校の裁量を広げ、自立性を向上させ、教職員の創意・工夫が生きる仕組づくりを行いながら学校の経営改革を進めることが必要である。また、市町村教育委員会、県教育委員会は学校の経営力を高めていくことが役割であり、特に県教育委員会は、市町村教育委員会や学校の支援へと仕事の進め方を大きく見直していかなければならない。

一方、自立的な学校経営を目指すためには、教員の授業力向上が不可欠であり、学校において学級経営能力を基盤としながら、基礎・基本の定着を図るためのノウハウを蓄積していく仕組みを再構築することが必要である。教職員の創意・工夫が生きる学校が、教職員の高い意識の中で、子どもたちを目的に向かってしっかりと育てていくことができる。

(2) 学校と家庭、地域との連携・協働の強化

教育は学校と家庭、地域の3者の連携・協働によってはじめて成り立つ。また、この3者が固い絆・信頼関係で結ばれていなければ、子どもたちの人間形成という目的を達成することはできない。学校はこの連携・協働のために、最大限の努力を行うことが重要である。同時に、市町村教育委員会と県教育委員会がそのための環境整備に取り組むことが必要である。学校も家庭・地域も、子どもたちを社会に適応することができる人間として育てるという目的は同じであり、相互に連携する基盤を強化していくことが必要である。家庭と地域が強くなれば、学校の経営や取組に大きなエネルギーを供給することになる。それこそが、いわて型コミュニティ・スクール構想が求めるもの「学び舎の数だけ輝きがある。」学校の実現が図られるのである。

5 終わりに

教育の難しさが増している時代を乗り越え、これまでの岩手の教育関係者のたゆまぬ努力の蓄積をさらに発展させなければならない。子どもたちに社会人になっ

ていくために必要な総合力を育成するという教育目的を達成していくことが私たちの使命である。そのためには、ここで述べた考え方を共有し、ベクトルを合わせて実現していく、学校、市町村教育委員会、県教育委員会、そして家庭や地域のチームワークこそが重要である。同時に、それぞれが考え方を深め、自立的で独自性の高い着実な取組を行っていくことが重要である。

学校と家庭、地域の信頼関係を土台にして、人間形成という目的を実現するために岩手の義務教育の方向性を確認し、子どもたちが支える確かな次代が築き上げられるよう着実に歩みを進めていかなければならない。

II 各論

1 学校と教員の取組

岩手の義務教育の目的は学校・家庭・地域と連携した「人間形成」そのものであり、そのための学校における取組の基本的な方向は次のとおりである。

(1) 学校経営の改革

(いわて型コミュニティ・スクール構想)

- 学校経営計画を毎年度の具体的な達成目標とその実現方を明確にする目標達成型に転換する。また、全教職員の参画による学校経営計画の策定と各学校の個性的な取組により実効性を伴うPDCAサイクルを実現する。
- 目標達成型の学校経営計画目標を、家庭・地域と協働して達成できるよう、家庭と地域が学校と一体となった取組を進める。

(2) 学校内における人材育成

- 校内における人材育成をより一層推進し、全教職員の指導力向上を図る。
- OJT (On the Job Training の略) の活用等により、管理職や先輩教師による指導や自己啓発・相互啓発及び現職研修を進め、授業力向上への環境作りを行う。

(3) 児童生徒一人一人への基礎・基本の定着

- 学習指導要領の改訂に合わせて各学校が実態に即した教育課程の編成に取り組むとともに、授業の充実にも努め、児童・生徒一人一人に基礎・基本を定着させる。
- 少人数教育のあり方を不断に見直しながら、個に応じた教育の充実にも努める。
- 箱ヒゲ図など様々なデータに基づいた定着状況のきめ細かい分析を進め、教員の授業力の強化、個に応じた指導の強化を図りながら、まなびフェスの目標達成に向け、家庭との連携強化などを体系的に推進していく。

(4) 児童生徒一人一人をしっかりと受け止める学校づくり

- 社会の大きな変化のもとで子どもたちの変容が進んでおり、人間関係を築くことができないなどの様々な課題が発生している。このような子どもたち一人一人の課題を受け入れていくために学級経営力の充実、校内の人材育成の強化、小中連携の強化などに取り組む。

(5) 社会や職業観を教える教育の充実

- 各教科・領域の指導や生活面の指導など、全教育活動を通じて社会や勤労観・職業観を教える取組を行う。
- 地域で人づくりを進める気運を促進し、地域で学び地域で生きる力の醸成を図る。

2 市町村教育委員会の取組

学校を支援し、学校と協働する役割を担う市町村は、その機能を強化していくことが重要であり、その基本は次のとおりである。

(1) 市町村独自の教育ビジョンの具体化

- 国や県の方針を踏まえ、各市町村としての教育に対するビジョンのより一層の具体化を図る。

(2) 学校経営の裁量の拡大に向けた取組の推進

- 各学校が、地域や子どもの実態に即した創意・工

夫ある教育活動を行うことができるようにするため、学校経営の裁量の幅を拡大するよう取り組む。

(3) 教育環境の整備・充実

- 各学校が創意・工夫にあふれた教育活動を展開することができるよう、教育環境の整備・充実に努める。

3 県教育委員会の取組

県教育委員会は、学校現場や市町村教育委員会の取組を支援し、支えていくための仕組みづくりに取り組む。このためには、上意下達的に学校を管理する発想を改め、現場を知り尽くす努力が不可欠である。このような考え方を踏まえた今後の取組の基本は次のとおりである。

(1) 一貫した考え方に基づく人材育成

- この「これからの岩手の義務教育」を踏まえた一貫した考え方に基いて岩手の教員を育てる。そのために必要な教員研修体系を再構築する。(授業力向上研修〔免許状更新講習〕を含む)
- 学校経営のリーダーである管理職の育成のための研修や意見交換などを充実する。
- 「これからの岩手の義務教育」を踏まえた教員志望者を養成していく観点から、県内の大学との連携を強化する。

(2) 学校経営に関する規制緩和

- 県教委内に規制緩和検討チームを設置し、必要な内容について見直しを行う。
- 学校独自の教育課程編成などを支援する観点から、今般の学習指導要領の改訂を契機に、各学校の教育課程編成のガイドラインとなる学校教育指導指針を大綱的なものへと抜本的に見直す。
- 学校の主体性を尊重する業務形態へ移行する。(報告の義務付け、施策の県内一律実施、文部科学省との調整など)

(3) 少人数教育の推進

- 少人数教育のあり方の見直しを行う。

(4) 人事施策の見直し

- 校長の在職期間を学校経営に適切に取り組むことができるよう配慮する。
- 市町村と学校・教員の協働による特色ある地域教育を進める観点に立って人事施策を推進する。

(5) 小中連携の強化

- 中一ギャップの改善などを念頭に、9年間による義務教育システムの構築を行う。(9年間を見通したカリキュラムの検討など)

(6) 指導主事の役割の再検討

- 学校と教員を支援する機能の強化、市町村の教育行政機能の強化という観点を踏まえて指導主事の役割の見直しを行う。

(7) 生徒指導支援システムの構築

- 生徒指導困難校や個別案件を柔軟かつ集中的に支援するチームの編成について検討を進める。

参考2 岩手県教育委員会で発刊した主な指導資料（平成22年度）

分 類	冊 子 等 名
幼稚園教育	平成22年度幼稚園教育指導資料（第23集） 岩手の幼稚園教育
学力向上	平成22年度学習定着度状況調査結果報告書
道徳教育	道徳教育推進啓発資料 平成22年度道徳教育ハンドブック 岩手県版小学校道徳資料集 自分の生き方を見つめて ～郷土の先人の生き方に学ぶ～
特別支援教育	特別支援教育資料 No.37 中学校・高等学校版 すべての生徒が輝く指導・支援のすすめ

